

吉川市分別収集計画

第十期

令和4年6月
埼玉県吉川市

吉川市分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方 策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分 別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務奨励で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分 別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務奨励で定める物の量 の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第1号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重 要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和8年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	4,788	4,827	4,860	4,887	4,907

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ ごみ減量への意識啓発

市の広報誌やホームページ等において情報発信に努めるとともに、環境学習教室において、環境教育を推進する。また、小中学校、自治会等からの要請に応じ職員が出前講座を開催し、ごみの排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、さらにごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動を行う。

- ・ 資源ごみの分別促進

資源ごみの分別排出の徹底やリサイクルの推進等について、市の広報誌、ホームページ及びごみ減量説明会等を通じて啓発する。特に、燃やすごみの中に混入しやすい紙・衣類及びペットボトルの分別啓発に努める。

- ・ 廃棄物減量等推進員との協働

地域から選出される推進員と市が協働し、各地域が抱えるごみに関する様々な問題に対応するとともに、研修会等を実施し、ごみ減量啓発及び資源ごみの分別排出の促進に努める。

- ・ エコ・ショップ認定制度の充実

ごみの減量化、資源化および再生利用に積極的に取り組んでいる市内の小売店舗、又はサービス業を営む事業所を『吉川市エコ・ショップ（環境にやさしい店）』として認定し、広く市民にPRすることにより循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立する。

- ・ 事業系ごみの排出指導

事業者向けのリーフレットを作成し配布するなど、事業系ごみの排出者指導を行うことにより、ごみ減量の啓発を行うとともに、分別排出の徹底による資源ごみのリサイクルについて啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	(合計) 90 t		(合計) 91 t		(合計) 91 t		(合計) 92 t		(合計) 92 t	
主としてアルミ製の容器	(合計) 147 t		(合計) 149 t		(合計) 150 t		(合計) 150 t		(合計) 151 t	
無色のガラス製容器	(合計) 129 t		(合計) 130 t		(合計) 131 t		(合計) 132 t		(合計) 132 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 129 t	(引渡) 0 t	(独自) 130 t	(引渡) 0 t	(独自) 131 t	(引渡) 0 t	(独自) 132 t	(引渡) 0 t	(独自) 132 t
茶色のガラス製容器	(合計) 105 t		(合計) 106 t		(合計) 107 t		(合計) 107 t		(合計) 108 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 105 t	(引渡) 0 t	(独自) 106 t	(引渡) 0 t	(独自) 107 t	(引渡) 0 t	(独自) 107 t	(引渡) 0 t	(独自) 108 t
その他のガラス製容器	(合計) 58 t		(合計) 58 t		(合計) 58 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t	
	(引渡) 58 t	(独自) 0 t	(引渡) 58 t	(独自) 0 t	(引渡) 58 t	(独自) 0 t	(引渡) 59 t	(独自) 0 t	(引渡) 59 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
主として段ボール製の容器	(合計) 453 t		(合計) 457 t		(合計) 460 t		(合計) 463 t		(合計) 465 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を重点するためのもの	(合計) 308 t		(合計) 310 t		(合計) 313 t		(合計) 314 t		(合計) 316 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 308 t	(引渡) 0 t	(独自) 310 t	(引渡) 0 t	(独自) 313 t	(引渡) 0 t	(独自) 314 t	(引渡) 0 t	(独自) 316 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(うち白色トレイ) (引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次の推計式で算出する。

$$\text{見込み量} = \text{①直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{②人口変動率}$$

① 直近年度の分別基準適合物等の収集実績

項目		令和3年度 収集実績
主としてスチール製の容器	かん	88.79t
主としてアルミ製の容器		146.44t
無色のガラス製容器	びん	127.55t
茶色のガラス製容器		104.04t
その他のガラス製容器		56.58t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	0.61t
主として段ボール製の容器	段ボール	448.51t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	305.39t

② 人口変動率

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
73,758人 (対前年度比)	74,350人 (対前年度比)	74,849人 (対前年度比)	75,256人 (対前年度比)	75,567人 (対前年度比)
0.32%	0.81%	0.68%	0.55%	0.42%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集及び中間処理については、現行の収集体制を活用して行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ ごみ減量化及び資源化を図るため、自治会やPTA等が実施する資源回収に対し、回収量に応じた奨励補助金を交付する。
- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者等の委員で構成された吉川市廃棄物減量等推進審議会を必要に応じて設置する。
- ・ 廃棄物減量等推進員と協働し、市民一人ひとりのごみ減量及び分別意識の高揚に関する啓発を行う。

【参考資料 容器包装廃棄物の排出総量の算出根拠】

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

〔推計式〕 手引き P33「表 2-3-1 ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」から H28～R2 の平均値を算出し、総排出予測量に乗じて推計した。

	実績値	予測値					
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
容器包装廃棄物	4,741	4,773	4,788	4,827	4,860	4,887	4,907
総排出量	21,746	21,890	21,961	22,139	22,290	22,413	22,508
人口 (基準日:4月1日)	73,043	73,524	73,758	74,358	74,849	75,256	75,789
人口変動率	-	100.66	100.32	100.81	100.68	100.55	100.42
1日1人あたりの排出量	816	816	816	814	816	816	816

H28～R2 の平均値 21.8%

【参考資料 容リ法第2条第6項廃棄物の算出根拠】

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

〔推計式〕平成30年度の収集実績に人口変動率を乗じて、予測量を算出

項目		実績	予測量					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
主としてスチール製の容器	かん	89	90	90	91	91	92	92
主としてアルミ製の容器	※1	146	147	147	149	150	150	151
無色のガラス製容器	びん	128	129	129	130	131	132	132
茶色のガラス製容器	※2	104	105	105	106	107	107	108
その他のガラス製容器		57	57	58	58	58	59	59
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	1	1	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	段ボール	449	452	453	457	460	463	465
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	305	307	308	310	313	314	316

※1 かん 令和3年度実績値…令和3年度の資源化量は、スチール89トン(37.7%)、アルミ146トン(62.3%)。この割合を収集量235トンに乗じて算出。

※2 びん 令和3年度実績値…令和3年度の資源化量は、白カレット128トン(44.3%)、茶カレット104トン(36.1%)、その他カレット57トン(19.6%)。この割合を収集量289トンに乗じて算出。

【参考資料 人口予測】

9 ②人口予測値

〔推計式〕 今回の第十期分別収集計画は、第6次総合振興計画の各年4月1日現在の人口推計値を用いる。

項目	年度	人口(4月1日現在)	変動率	備考
実績値	R3	73,043	—	令和4年4月1日現在
予測値	R4	73,524	100.66	吉川市第6次総合振興計画各年4月1日現在の人口を基に算出した値。
	R5	73,758	100.32	
	R6	74,350	100.81	
	R7	74,849	100.68	
	R8	75,256	100.55	
	R9	75,567	100.42	